原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、原子力発電工作物の保安に関する省令（以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物）

第二条　省令第五十三条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物は、次の各号（第五十二号を除く。）に掲げる名称の発電所に設置される当該各号に掲げる施設番号の特定重要電気工作物とする。

一　北海道電力株式会社泊発電所　一号機
二　北海道電力株式会社泊発電所　二号機
三　北海道電力株式会社泊発電所　三号機
四　東北電力株式会社東通原子力発電所　第一号機
五　東北電力株式会社女川原子力発電所　第一号機
六　東北電力株式会社女川原子力発電所　第二号機
七　東北電力株式会社女川原子力発電所　第三号機
八　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第一号機
九　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第二号機
十　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第三号機
十一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第四号機
十二　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第五号機
十三　東京電力株式会社福島第一原子力発電所　第六号機
十四　東京電力株式会社福島第二原子力発電所　第一号機
十五　東京電力株式会社福島第二原子力発電所　第二号機
十六　東京電力株式会社福島第二原子力発電所　第三号機
十七　東京電力株式会社福島第二原子力発電所　第四号機
十八　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第一号機
十九　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第二号機
二十　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第三号機
二十一　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第四号機
二十二　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第五号機
二十三　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第六号機
二十四　東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所　第七号機
二十五　中部電力株式会社浜岡原子力発電所　第三号機
二十六　中部電力株式会社浜岡原子力発電所　第四号機
二十七　中部電力株式会社浜岡原子力発電所　第五号機
二十八　北陸電力株式会社志賀原子力発電所　第一号機
二十九　北陸電力株式会社志賀原子力発電所　第二号機
三十　関西電力株式会社美浜発電所　第一号機
三十一　関西電力株式会社美浜発電所　第二号機
三十二　関西電力株式会社美浜発電所　第三号機
三十三　関西電力株式会社高浜発電所　第一号機
三十四　関西電力株式会社高浜発電所　第二号機
三十五　関西電力株式会社高浜発電所　第三号機
三十六　関西電力株式会社高浜発電所　第四号機
三十七　関西電力株式会社大飯発電所　第一号機
三十八　関西電力株式会社大飯発電所　第二号機
三十九　関西電力株式会社大飯発電所　第三号機
四十　関西電力株式会社大飯発電所　第四号機
四十一　中国電力株式会社島根原子力発電所　第一号機
四十二　中国電力株式会社島根原子力発電所　第二号機
四十三　四国電力株式会社伊方発電所　第一号機
四十四　四国電力株式会社伊方発電所　第二号機
四十五　四国電力株式会社伊方発電所　第三号機
四十六　九州電力株式会社玄海原子力発電所　第一号機
四十七　九州電力株式会社玄海原子力発電所　第二号機
四十八　九州電力株式会社玄海原子力発電所　第三号機
四十九　九州電力株式会社玄海原子力発電所　第四号機
五十　九州電力株式会社川内原子力発電所　第一号機
五十一　九州電力株式会社川内原子力発電所　第二号機
五十二　日本原子力発電株式会社東海第二発電所
五十三　日本原子力発電株式会社敦賀発電所　一号機
五十四　日本原子力発電株式会社敦賀発電所　二号機

○経済産業省告示第二百四号

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第四十二条第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力発電工作物の保安に関する省令第四十二条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める件

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第四十二条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として次のとおり定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十二条第二項に定める溶接事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織

○経済産業省告示第二百五号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として次のとおり定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

なお、平成十六年経済産業省告示第四百二十二号（電気事業法施行規則第七十三条の六第一の二号、第八十三条の二第二の二号及び第九十四条の五第一項第一の二号に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要があるとして経済産業大臣が定める件）は、平成二十四年九月十九日限り、廃止する。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件

電気事業法施行規則第五十条第三項第八号に定める法定事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織

○経済産業省告示第二百六号

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第六十七条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準

1　原子力発電工作物の保安に関する省令第67条第1項の保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するように努めなければならない。